

松江市乳がん施設検診事業（マンモグラフィ）実施要領

1. 目的

この要領は、松江市が健康増進法に基づき実施する乳がん検診（以下「乳がん施設検診」という。）について必要な事項を定め、乳がんの早期発見、早期治療を推進することにより、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

2. 対象者

松江市に住所を有する40歳以上（年度末年齢）の女性で、職場等で検診を受ける機会がない人とし、同一人について2年に1回行う。

3. 実施主体

実施主体は松江市とし、県、松江市医師会、医療機関等と協力して実施する。

4. 実施機関

実施機関は、以下に定める実施方法で検診が実施できる医療機関等（以下「受託機関」という。）とする。

5. 検診の実施

1) 予約受付

受託機関において検診の予約受付を行う。なお、検診当日に、必ず当該年度の「がん検診等受診券」（以下「受診券」という。）を持参することを伝える。

検診当日には、受診券により受診資格を確認する。また、検診後に、受診券の該当の場所に受診日及び受託機関名を記入する。

2) 受診者への説明

検診受診者に対し、「乳がん検診説明用紙」等を使用して受診する検診の有効性と限界、並びに精密検査判定となった場合の受診勧奨及び精密検査の内容や方法、精密検査結果も含めた検診結果については、松江市へ報告される等の個人情報の取扱いについて説明を行う。

3) 検診項目

検診は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする。

(1) 問診

「松江市乳がん検診記録票」（様式第1号）により、現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。

(2) 乳房エックス線検査

ア. 乳房エックス線撮影は、当該検査を実施するに適格な撮影装置（日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たす必要があること）、及び日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価について「乳がん施設検診マンモグラフィ撮影装置報告書」（様式第3号）で松江市へ報告し、その装置を用いて実施する。

また撮影は、日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した検診マンモグラフィ撮影認定の診療放射線技師を「乳がん施設検診認定医・認定放射線技師報告書」（様式第4号）で松江市へ報告し、その技師により、両側乳房について内外斜位方向撮影を行う。

イ. 40歳以上50歳未満の対象者については、上記ア.における内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。(2方向撮影)

ウ. 乳房エックス線検査の読影は、適切な読影環境の下において、エックス線フィルムを医師2名（1名は必ず日本乳がん検診精度管理中央機構が認定する検診マンモグラフィ読影認定医師であり、様式第4号で松江市へ報告すること）以上で行い、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。

(3) その他

乳がんは日常の健康管理としてのブレスト・アウェアネスを通じて、しこり（腫瘍）が触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。従って、乳がん検診の場で受診者に対し、定期的な乳がん検診受診の重要性だけでなく、「乳がんのセルフチェック」等を使用してブレスト・アウェアネスや気になる症状がある場合の速やかな医療機関の受診、又その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について、啓発普及を図るよう努める。

6. 検診結果の判定及び指導区分

マンモグラフィ検査の判定・指導区分は、次のとおりとする。

	判 定	指 導 区 分
1. カテゴリーN-1	体動、撮影条件不良やポジショニング不良などにより、再検する必要がある	要精検
2. カテゴリーN-2	乳房、胸郭の形状などによりマンモグラフィを再検しても有効ではないと予想されるもの	要精検
3. カテゴリー1	異常なし	異常なし
4. カテゴリー2	良性	異常なし
5. カテゴリー3	良性、しかし悪性を否定できない	要精検
6. カテゴリー4	悪性の疑い	要精検
7. カテゴリー5	悪性	要精検

7. 検診結果の報告・通知

1) 市への結果報告

受託機関は、検診結果に精密検査の必要性の有無を附し、検診実施後、2週間以内に松江市へ結果（様式第1号-2及び3）を報告する。

検診実施の翌月の指定される日までに「乳がん施設検診総括表」（様式第5号）、その他必要書類を揃えて松江市へ報告する。

2) 受診者への結果通知

松江市は、受託機関から報告があり次第、速やかに内容を確認し、修正が必要な場合は当該受託機関に内容照会、修正依頼を行う。受託機関から照会・修正の報告を受けた後、受診者に検診の結果（様式第1号-3）を通知する。受診者への通知の際、精密検査が必要な者については、「松江市乳がん検診精密検査依頼書」（様式第2号）を作成し、松江市返信用封筒等を添え送付する。

8. 検診に係る情報の帰属

受託機関が検診を通じて収集した情報は、全て松江市に帰属する。

9. 検診の事業評価

乳房エックス線検査の実施にあたっては、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、松江市は別紙1「乳がん検診のためのチェックリスト（市~~区~~町村用）」を用い、当該点検表に記載された事項が確実にされているか確認を行い、検診の実施状況を把握した上で、受託機関等関係者と十分協議を行い、実施体制の整備に努めるものとする。また、島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うこととする。

なお、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成20年3月）」を参照する。

10. 受託機関の責務

- 1) 受託機関は、適切な方法及び精度管理の下で乳がん検診が円滑に実施されるよう、別紙2「乳がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、精度管理に努める。また、島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。
- 2) 受託機関は、乳がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- 3) 受託機関は、松江市及び精密検査実施機関と連絡を取り、精密検査結果及び治療結果の把握に努めなければならない。
- 4) 受託機関は、精密検査となった受診者が精密検査受診のために、検診で撮影した画像を求めた場合は、速やかに対応する。

11. 精密検査結果の取り扱いと未受診者の追跡調査

- 1) 受託機関及び精密検査実施機関は、精密検査受診者の検診結果を松江市に報告する。
- 2) 様式第2号により診察した精密検査実施機関は、松江市返信用封筒にて様式第2号-1及び2を松江市に提出する。松江市は、提出された様式第2号-2を受託機関へ転送する。
- 3) 松江市は、様式第2号-1及び2の提出のない要精検者について、時期を定めて受託機関に「松江市乳がん検診精密検査照会票」（様式第6号）を用いて照会する。照会のあった受託機関は、精密検査実施機関と連絡を取り該当者の精密検査結果の把握及び受診勧奨を行い、送付された様式第6号にて松江市に返信する。（追跡調査の実施）
- 4) 松江市は、3)の追跡調査で精密検査受診状況を把握できない要精検者について訪問、電話等で受診状況を確認する。把握できた未受診者に対して、改めて精密検査受診勧奨を行う。

12. 最終診断調査の実施

- 1) 松江市は精度管理の一環として、松江市乳がん検診事業検討会議で定めた「乳がん検診最終診断調査票」（様式第7号）により、時期を定めて受託機関に最終診断調査を依頼する。
- 2) 受託機関は、精密検査実施機関等関係機関と連絡を取り、最終診断及び治療結果の把握に努め、送付された様式第7号に記入し松江市へ提出する。
- 3) 松江市は、把握した最終診断調査結果について、松江市乳がん検診事業検討会議で報告し、乳がん検診事業の精度管理に努める。

1 3. 記録の整備と管理

- 1) 受託機関は、問診も含めた検診結果及び画像を少なくとも 5 年間保存しなければならない。
- 2) 松江市は、検診受診者の氏名、生年月日、年齢、住所、過去の検診状況、受診結果、要精検とされた者の精密検査結果、最終診断調査票結果にかかる記録等の整備と管理を行う。

1 4. 個人情報の保護

松江市、受託機関等の関係者は、検診結果の取り扱いに特に留意し、秘密を保持しなければならない。

1 5. 委託契約の締結

松江市と受託機関は、この実施要領に基づく事業、及び松江市がん検診等実施要綱に基づく検診料金の収納業務について委託契約を締結し、事業を実施するものとする。

附 則

- この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。